

2026 年 3 月 4 日

森脇 久紀

日本共産党の森脇ひさきでございます。

アメリカとイスラエルは先月 28 日、イランへの武力攻撃をおこない、最高指導者を殺害し、子どもたちも含む、多くの被害を出しています。いかなる理由があろうと武力の行使はもちろん、他国の指導者の殺害など許されません。日本共産党は、国際法違反のこの暴挙を強く批判し、抗議します。

それでは、質問をおこなわせていただきます。

■質問 1、生活保護について

まず、「いのちのとりで裁判」と生活保護行政についてうかがいます。

「いのちのとりで裁判」とは、2013 年（平成 25 年）におこなわれた生活保護基準の引き下げ取り消しを求めた一連の裁判の俗称です。先月 27 日の討論でも述べましたので詳しい説明は省略しますが、昨年 6 月、最高裁において原告勝利の判決が出されました。この判決により、生活保護利用者は、減額前の給付額と減額後の給付額の差額を減額時までさかのぼって受け取る権利を得ました。ところが国は、減額した金額の全額ではなく、限定的な「特別給付」とすること、原告と原告以外の生活保護利用者に金額で差をつけるという方策を決めました。違法行為をおこなっていたことに謝罪もおこなっていません。このような国の対応に、原告団はもちろん、日本弁護士会連合会も抗議しています。裁判の結果と国の対応に知事はどのような認識をお持ちでしょうか。うかがいます。

国が行うべきことは、まず生活保護利用者に対して謝罪すること。2 つめにすべての生活保護利用者に、減額前の扶助額との差額の全額を支給すること。3 つめに関係する他の制度への影響を調査し被害を回復すること。そして 4 つめに、平成 25 年の減額決定の経過を国民の前に明らかにし、再発防止の方針を明確にすることだと思います。これらを国に要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

3 つめの「関係する他の制度」というのは、制度利用の所得基準に「生活保護基準」を充てている制度です。生活保護基準の引き下げに連動して制度の対象とされなかった人がいると思います。県独自に調査し、国に実態を伝える必要があるのではないのでしょうか。併せて知事にうかがいます。

そもそも生活保護は憲法 25 条に明記された「国民の生きるための権利」になっているのでしょうか。生活困窮の相談を受け、生活保護を受ける以外にどうしようもないとアドバイスすると「生活保護だけは受けたくない」という方が案外おられます。生活保護者への差別があったり、生活保護を受けることは恥ずかしいことと考える人がいるというのは、「権利」

というには距離がある状況と言わなければなりません。「生活保護は生きるための権利であること、生活保護利用者に対する差別は許されないこと」を県ホームページの生活保護の説明に明記してはと思いますがいかがでしょうか。子ども・福祉部長にうかがいます。

生活保護行政の在り方も権利保障にふさわしいものにすることが求められています。昨年3月に実施された社会・援護局関係主管課長会議における保護課自立推進・指導監査室資料の「令和7年度国の監査の重点事項」の項目のトップに「要保護者に対する権利侵害の防止」が置かれました。これは令和5年に明らかになった群馬県桐生市での違法な扱いを踏まえての措置でした。具体的には、関係法令と実施要領の遵守、面接時の適切な対応、適切な保護申請とありますが、県や市の生活保護行政の現場において、この視点をどう徹底されたでしょうか。不適切な取り扱いの有無をチェックできる仕組みがあるでしょうか。あわせて子ども・福祉部長にうかがいます。

■答弁 伊原木知事

日本共産党の森協議員の質問にお答えいたします。生活保護についてのご質問であります。

まず認識についてであります。最高裁判決の結果及びその趣旨を踏まえた対応については、国の責任において適切に判断されたものと認識しております。

次に国への要望等についてであります。今回の最高裁判決を踏まえ、国において適切に対応されるものと認識しており、県として国に要望することは考えておりません。

また関係する他の制度については、国において特段の対応は行わないとされており、独自の調査の実施は考えておりません。

以上でございます。

■答弁 子ども福祉部長

お答えいたします。

まずホームページへの明記についてであります。県のホームページには、生活保護制度の仕組みや扶助内容、保護を受けるために必要な手続き等について記載するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分で生活していく力をつけるための援助を行う制度であることなど、法の趣旨を分かりやすく記載しております。

次にあり方についてであります。国の監査の重点項目については、5月に行った各福祉事務所に対する個別ヒアリングの中で周知徹底を図るとともに、今年度から監査項目に被保護者の権利遵守や適切な保護費の支給等の項目を追加し、改めて管理職も含め法令遵守を徹底するよう指導しているところであります。合わせて監査では、個々のケースにおける問題を指摘するだけでなく、国が示した面接記録票、簡易チェックシートを活用し、組織が抱える不適切な取り扱いが明らかになった場合には、具体的改善方策を示し、速やかに是正するよう指示しているところであります。

引き続き生活保護法・施行事務が適正に運営されるよう、管内福祉事務所に対する指導を徹底してまいりたいと存じます。

以上でございます。

■再質問 森協議員

ご答弁ありがとうございました。

まず知事に伺いたいと思うんですけども、国の対応への認識を問いましたが、国の本当にひどい態度だと私思うんですね。裁判で決定された結果にも従わないと、謝罪もしないと、いうことです。国のこの違法な扱い、県も騙されたというふうに私思うんです。そういう認識というのは持たないですか。

■答弁 伊原木知事

県が騙されたという認識はございません。

■再々質問 森協議員

国が違法な取り扱いをし、それを都道府県、市町村の保護行政に従わせてきたわけですから、結果としてこれが違法だという判決が出されたわけですからね。違法な扱いを保護利用者の人たちに、県や市町村が行っていたわけですよ。だから県も騙されていたということじゃないでしょうか。結果としてですね、そういう認識はありませんか。

■答弁 伊原木知事

国は国の方で適切と思われる仕事をしたと。民意を受けた国会議員、その国会議員の方針に従って基準を作って実行したということであります。今回の判決、私も全部読んだわけではありませんけれども、その判断の過程と手続きに不十分なところがあったというところが大きな要素であったと聞いておりまして、そんなやってはいけないことをしたというような内容の判決ではなかったと私自身は認識をしております。

■再質問 森協議員

子ども福祉部長にホームページについて伺いたいと思います。

部長、厚生労働省のホームページはご覧になった事がありますか。

■答弁 子ども福祉部長

はい、ございます。

■再質問 森協議員

ご覧になったことがあるということなんですけれども、厚生労働省のホームページには「生活保護を申請したい方へ」ということで、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるのです。ためらわずにご相談ください」という記述があるんですよね。県の説明は分かります。この前提として、この記述、厚労省も書いているわけですから、岡山県のホームページにも載せてもいいんじゃないでしょうか。

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。県のホームページへの記述でございます。

県といたしましては、制度の趣旨が伝わるように分かりやすく工夫してホームページを作っておりますので、引き続き分かりやすく工夫して、制度の趣旨が伝わるように努めていきたいと思っております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

一番肝心な柱の部分だと思うんですね、厚労省の今読み上げた部分というのは。ぜひ追加をしていただきたいというふうに思います。全部県のホームページの内容を書き換えろというつもりはありません。それを追加するだけでも大きく違うと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう 1 つは、差別は許されない。このことも、色々な自治体を見てみましたが、いくつかきちんと書かれているところもあります。こういうことも必要じゃないでしょうか。これも含めて検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。繰り返しになりますが、制度の趣旨が適切に伝わるように工夫していきたいと思っております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

これ詳しくまた後で説明しますけれども、生活保護の保護率をグラフに表しました。瀬戸内市や赤磐市を見ますと、他の市に比べて非常に低い保護率ということがお分かりいただけたと思います。地域によってどういう方が住まれているかというのは大きな地域差がありますから分かりませんが、もしこういう差別的な扱いを受ける可能性があるとか、そういう認識の中で低くなっているとすれば、市民の皆さんに対するもっと啓発が必要じゃないかなと思うんですね。こういうことも踏まえて、ぜひ差別的な扱いはだめなんだということや、あるいは、権利なんだということを明記してほしいと思います。これを見ていかがでしょうか。

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。各地域によって色々な事情があると思いますので、監査を進める中で各市町村をしっかりと指導していきたいと思っております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

もう一つ、子ども福祉部長にお伺いいたします。このグラフですけれども、県内の自治体のうち、保護率の減少率が 2012 年から 10 年間でどれくらい減ったか、20%以上減っている自治体、市を抜き出してみました。見ますと、美作市が大きく減っているということ、10 年間でほぼ半減ということになっています。これも色々な事情があり取り組みの結果だ

と思うんですけれども、このグラフを見て何か感じることはありませんか

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。生活保護の傾向につきましては、各地域の事情もあるかと思っています。県の方では今年度から、申し上げましたような形で、組織が抱える不適切な取り扱いが明らかになった場合には、具体的な改善策を示して、速やかに是正するよう指示しているところでございますので、こうした方向で引き続き指導を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

■再々質問 森協議員

先ほどの美作市なんですが、独自にホームページにこういうデータを公表しておりまして、それぞれ保護を利用していた人たちの、高齢の方、母子の方、障害のある方という分類別にどういう減少傾向にあるかという中で、特に母子の方が減ってきているんですね。10人ぐらいおられたのが1人、2人になっているという。これは仕事に就くことをしっかり支援してきたということだと思うんですけれども、桐生市ではですね、これを強要していたということも明らかになりました。これが大きな社会問題になったと思うんですね。同じようなことがやられているとは思いませんけれども、そういうことがあってもいけませんので、先ほど答弁いただいたように、監査の段階でしっかり見ていただきたい。保護を受ける権利のある方が、権利を侵害されないようなチェックをしっかりやっていただきたいと思います。改めてその点お願いします。

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。答弁の繰り返しになるかと思いますが、今年度からチェックシートを県としても導入いたしまして、組織的な不適切な取り扱いなどをあぶり出すようにしております。もしそういった中で不適切な取り扱いが明らかになった場合には、速やかに是正するように指示していきたいと考えております。以上でございます。

■質問2、後期高齢者医療制度について

次に後期高齢者医療制度の保険料についてうかがいます。岡山県後期高齢者医療広域連合では、令和8・9年度の保険料についての審議がおこなわれています。広域連合事務局の提案によると、現在の保険料に比べて1人あたり年額保険料は、医療分と新しく加算される子ども・子育て支援納付金との合計で平均年額18,301円増える案が示されました。年金はほとんど上がらないのに、物価はどんどん上がり、高齢者の暮らしは大変厳しくなっています。そこに1万8000円もの負担増です。ある方は、「年寄りには早う死ねということか」と、怒っていました。報道によりますと、先月19日の広域連合議会では、「制度の維持とともに加入者の生活を守る観点も重要」と、慎重な議論を求める意見が出され、結論を持ち越したとのことです。高齢者の暮らしを守るために、県としても支援策を講じていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度には保険料率の上昇抑制のために活用できる後期高齢者医療の財政安定化基金があります。広域連合によると、「令和８・９年度は、県との協議の結果、基金の活用はゼロ円と決定」とのことです。どのような協議で基金を活用しないという結論になったのでしょうか。現在の基金残高は約４０億円と見込まれており、保険料の増額を少しでも抑えるために、基金の一部を活用するべきではないでしょうか。あわせて子ども・福祉部長にうかがいます。

抜本的には、年金収入を中心とした後期高齢者だけを主な対象とする制度そのものの矛盾があります。今後のためにも、国庫負担の割合を引き上げるよう国に対して要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。また、県として、継続的な財政支援ができないでしょうか。併せて知事にうかがいます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。後期高齢者医療制度についてのご質問であります。国への要望等についてであります。給付と負担の見直しを行う場合は、必要な医療への受診抑制や、地方公共団体の過大な負担が生じないよう、国において十分な財政措置を講じることなどについて、既に全国知事会を通じ、国に提案を行っているところであります。県独自の財政支援を行うことは考えておりませんが、引き続き将来にわたり持続可能な制度となるよう、国に働きかけてまいりたいと存じます。以上でございます。

■答弁 子ども福祉部長

お答えいたします。基金の活用についてであります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内市町村が構成員である広域連合が責任主体として、保険料改定を含め制度運営を行っております。県は運営主体ではなく、制度の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な助言等を行う立場であり、保険料改定の際には広域連合から協議を受けることとされております。

この制度において県が保有する財政安定化基金の本来の目的は、後期高齢者医療の財政安定化に資するため、給付費の見込み誤り等による収支不足に対し、貸付等により支援を行うことであり、保険料上昇抑制のための交付は本来の使い方ではありません。

今回の保険料改定に当たり、広域連合との事前協議の中で、広域連合の剰余金残高が令和２年度末の約７０億円から令和７年度末には約１２億円と見込まれ、年々減少していること、今後、診療報酬の大幅引き上げ等に伴い医療費の顕著な増大が見込まれ、給付費不足のリスクが高まっていること、また、基金から保険料抑制のために仮に１０億円投入した場合でも月額１００円程度の減額にしか足りないこと、保険料抑制のための取り崩しを行うと最後の基金への積み戻しは認められていないこと、さらに基金の本来の目的である保険料不足・給付費不足のリスクに備えるため現在の基金残高を維持することが適当ではないか、中長期的な見通しを踏まえた保険料の改定が必要ではないか。こうした数々の懸念を県から広域連合へ伝え、協議を重ねました。

こうした事前協議を踏まえ、法に基づく正式協議では、県の基金を投入しない保険料改定

案が広域連合から県へ提示されたため、広域連合において将来リスクに鑑み、県基金残高を全額維持し、後期高齢者医療制度の持続可能性を担保することが必要と考え整理されたものと承知し、県としてもそれを適当と認めたところであります。

なお、国に確認したところ、会計検査において指摘されるほど基金を過大に保有している場合には保険料抑制のための活用も選択肢に入るが、保険料抑制のための活用を前向きに検討してほしいという趣旨の説明は行っていないとのこととあります。

県としては、広域連合の剰余金が毎年度大幅に減少し、令和 8 年度末にも枯渇することが危惧される中、最後の砦としての基金の残高を維持することが、広域連合の持続的な保険財政の運営に資するものと考えております。県は決して広域連合を支援しないというわけではなく、収支不足の際に確実に支援できるよう基金を維持し、岡山県における後期高齢者医療制度の持続的な運営を担保することが、被保険者を守ることに繋がると考えているところであります。以上でございます。

■再質問 森協議員

基金の活用について再質問したいんですが、ご存知だと思いますが、平成 22 年の法改正で保険料増加の抑制にこの財政安定化基金が使えるということになったということなんですけれども、確かに本来の使い方ではないですけれども、これだけ物価高騰や色んな影響を受けて、高齢者の暮らしが厳しくなっている。そういう状況も踏まえて、制度の維持は大事ですよ。大事ですけれども、高齢者の暮らしそのものを壊したんじゃ保険の意味もないと思うんですね。こういう暮らしの緊迫事態、それを踏まえて活用ということもあってもいいんじゃないでしょうか。そのあたりどう考えていらっしゃるんですか。

■答弁 子ども福祉部長

再質問にお答えいたします。基金の活用についてのご質問でございますが、議員おっしゃるように、以前は抑制のために使用されていたこともあったかと思いますが、その頃は国からの補填措置もありましたが、今はそれもなく、基金を一度投入してしまうと後の積み戻しもできないという状況でございます。国も積極的に使うという認識ではありません。

現在の広域連合の剰余金の状況をご説明いたしましたように、70 億あったものが 12 億となっております。最近では毎年 10 億あるいは 20 億ぐらいの減少幅になっておりますので、今後も広域連合としての剰余金が枯渇する恐れがある。そうなった場合に備えて、やはり県としては基金を全額保持しておく方がよいのではないかと。こういったことを広域連合にお伝えして、最終的には広域連合から基金を活用しない案の保険料改定案というのが出てきたところでございます。以上でございます。

■再々質問 森協議員

確かに広域連合の剰余金が、令和 2 年度に 70 億円あったものが今 12 億円と。今回の改定の中で 12 億円も使う予定ということも試算していたと思うんですね。これによって 1000 円ぐらい引き下がるんじゃないかと試算をしていたと私は理解しているんですけれ

ども。仮に安定化基金の残高は今 40 億円ぐらいになるだろうという見込みですが、10 億円入れて、先ほど部長は 100 円程度しか安くならないとおっしゃいましたけれども、どういう計算なのでしょう。少し理解できないんですけれども。広域連合が剰余金として 12 億円入れた場合に 1000 円ぐらい安くなるだろうと試算をされています。だから 10 億円少々入れたらそれぐらいの規模で減るんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょう。

■答弁 子ども福祉部長

基金を投入した場合の効果でございますが、広域連合の 1000 円と言われますのは「年額」でございます、私が申し上げましたのは「月額」で 100 円程度ということでございます。

■再々質問 森協議員

ですから年額で言うと 1000 円ぐらいの効果があるということですから、1200 円ですね、効果があるということですから。確かに安定化基金を投入して今後の制度維持ができるのかという心配はあるかと思えます。ただ、その時には色々な方策があると思うんですね。それよりもやはり暮らしを守れということこそ大事じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。他に方策がありますか。

■答弁 子ども福祉部長

先ほど広域連合と事前協議を行ったというお話をさせていただきました。事前協議の中で、やはり県としては広域連合に将来的な見通しについて、当然ここで剰余金が全くなかった場合に今後どうするのかということについても懸念事項として投げかけましたけれども、広域連合からはそういった将来的なリスクに対する方策というのはございませんでした。

議員がおっしゃるように、ここでもし抑制のために県の基金を 10 億円使った場合には、もう積み増しはできないということになってございます。先ほど申し上げましたように、毎年 10 億ずつ、言ってみれば連合として赤字が出ているということになれば、40 億あったとしても近い将来どうなるのかというような状況でございます。

こういったこともございますので、そういった懸念も広域連合にお示した上で、最終的に広域連合の方からは基金を活用しない案が出されたので、県としてはそれを承認したということでございます。以上でございます。

■質問 3、視覚障害のある人の交通安全対策について次に、視覚障害がある方の交通安全対策についてうかがいます。

現在策定作業がすすめられている「第 12 次岡山県交通安全計画」では、「高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備」の項目で、バリアフリー法もふまえ、歩道等の整備や音響信号機、エスコートゾーンなどの整備を推進することが明記されています。本県は点字ブロック発祥の地でもあり、視覚障害のある方が安全に歩ける街づくりのために、

特に交通安全対策には万全を期していただきいとの思いで幾つか質問させていただきます。

路面標示について集中的に修繕する予算が計上されました。たいへんうれしく思います。横断歩道を見ると、破損が目立つエスコートゾーンもあります。エスコートゾーンとは視覚障害がある方が道路を安全に横断できるよう、横断歩道上に敷設された点字ブロック状の誘導表示です。破損したエスコートゾーンについては優先して修繕をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。警察本部長にうかがいます。

音響信号機やエスコートゾーンは、視覚障害のある人が安心して道路を横断するために不可欠な設備です。ところが、これらが設置されたことに対し、近隣の住民から苦情があるというお話をうかがいました。この1年ほどのあいだに苦情がどの程度あり、主にどういう対応をされているのでしょうか。

また、今年1月、視覚障害のある方といっしょに、音響信号機とエスコートゾーンの設置を県警察に要望いたしました。その際の返答は「設置は可能だが、近隣の了解をとってください」ということでした。設置を前向きに検討していただいていることはありがたいことですが、視覚障害がある当事者に近隣の了解を求めるとするのは、あまりに酷な注文ではないでしょうか。視覚障害のある方に欠かせない交通安全施設について、日頃から県民の理解が得られるように啓発を強めていただきたいし、「近隣の了解を」と言うのであれば行政の側でおこなっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。併せて警察本部長にうかがいます。

県立岡山盲学校が現在の岡山市中区原尾島から移転し、岡山市中区土田にある県立岡山聾学校の敷地内に、新設岡山盲・聾学校が整備される予定です。児童生徒の通学時等の安全を確保するため、歩道への点字ブロック、交差点の音響信号機など交通安全施設の設置についてはどのように関係機関と協議を進めるのでしょうか。教育長にうかがいます。

■答弁 警察本部長

お答えいたします。視覚障害のある人の交通安全対策についてのご質問であります。

まず、エスコートゾーンについてであります。道路を横断する視覚障害のある方の安全性や利便性向上のため、利用頻度が高い施設の周辺等を優先して順次設置を進めているところであり、破損等の修繕を要する箇所を把握した場合には、可能な限り早期に修繕を行ってまいります。

次に苦情等についてであります。昨年中は音響式信号機設置場所の周辺住民から、夜間の音量を下げしてほしいなどの要望を5件受理しており、その対応としては、音が鳴る時間帯や音量の見直しを行っております。

音響式信号機等は、視覚障害のある方が安心して道路を横断するための重要な施設であると認識しておりますが、その設置が周辺住民の生活環境に及ぼす影響に鑑み、地域のご理解を得た上で整備を推進していく必要があると考えております。

そこで本年1月に、議員お話しの音響式信号機等の設置要望を受けた際には、まずは要望者が属する組織団体等において、地元町内会等への働きかけを行うようお願いしたところであります。

しかしながら、今回のものを含め、音響式信号機等の設置要望を受けてから実際に設置されるまでには、相当の期間を要している現状等を踏まえ、今後は設置の目処が立った時点で、県警察において要望者が属する組織団体等と連携しながら地域の合意形成を図ることいたします。

県警察といたしましては、引き続き視覚障害のある方のご要望に寄り添いつつ、その安全な歩行環境の確保に努めるとともに、広く県民に向けた広報啓発活動を行ってまいります。以上でございます。

■答弁 教育長

お答えいたします。新設岡山盲・聾学校についてであります。児童生徒の安全を確保するためには、学校敷地内のみならず、学校周辺の交通環境も重要であることから、県教委では、令和6年度に策定した新校舎等整備基本計画の中に、点字ブロックや音響式信号機などの設置について、関係機関と協議を進めることを明記したところであります。

本計画に沿って今年度当初から、道路管理者や警察署に対して開校に向けた協力を要請し、協議を進めているところであり、引き続き安全安心な環境の確保に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

■要望 森協議員

それぞれご答弁いただきましてありがとうございました。

夜間の苦情が5件ほどあったということで、夜間、視覚障害の方が通らない時間帯であれば、音量を下げるというのも工夫の一つだとは思いますが、そうではない、日中も含めて音がやかましいから下げておりますといったようなこと、以前、1年以上前ですけれども、そういう話もお聞きしました。

音響の音を小さくすると聞こえなくなるというのはお分かりの通りだと思いますが、特に歩行者と並行して大型車が通るような交差点であれば、アクセルの音でかき消されてしまうという事態もあります。

ですから、音を小さくするという程度もよく考えていただきたいということで、関係の方と協議もしていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

新しい設置については、警察の方のご尽力もいただいて、合意形成を図っていただけるということで、大変ありがたく思っております。これからもよろしくお願いします。以上です。

■質問4、高等教育について

次に、学生への支援についてうかがいます。国立大学の学費値上げ、減免制度の廃止が社会問題になっています。

日本共産党はこの間、「二十歳のつどい」の会場近くや岡山駅前などで、若い人の声をきく「アンケート対話」にとりくんできました。学費軽減、賃金引上げ、消費税減税、福祉の充実などの項目から、「充実あるいは実現してほしい施策」を選んでもらったところ、もっとも多かったのは学費軽減でした。日本の大学の学費はOECD諸国のなかで異常に高く、

学生にとって重い負担になっていることの現れだと思います。

若い人の要望とは裏腹に、私立大学では値上げが続き、国立大学でも、東京大学、埼玉大学、山口大学など、授業料の値上げを決めた大学は令和元年度以降 10 大学に広がっています。さらに、大学独自の授業料減免の廃止、寮費や施設利用料の値上げなど、授業料以外にもさまざまな負担増が重なっています。あらゆる物価が上昇するなか、学生も家族も、これ以上の負担に耐えられないことは明らかではないでしょうか。

日本の大学や専門学校など高等教育に関する予算は、OECD 諸国の中でも最低水準という状態が長期にわたって続いています。しかも国は、2004 年の国立大学法人化後、運営費交付金を 1,600 億円も削減しました。私立大学への私学助成は経常費の 1 割以下に抑制されたままです。そこに物価高騰が続くなど、教育コストが増え、大学が「財政難」にあえぐ事態となっています。国に対して、物価高や教員コストに見合う運営費交付金等の引き上げを強く要望していただきたいと思います。学費値上げ等への認識とあわせてうかがいます。

また、いまは学費値上げではなく、高等教育の無償化にこそ踏み出すべきです。国は 2012 年、国際人権規約の高等教育無償化条項について留保を撤回しました。つまり、高等教育の無償化に踏み出すことを国民と国際社会に公約したわけですが、しかしその後、具体的な取り組みは議論もされず、10 年以上放置されています。教育の成果は、個人のためだけでなく、社会全体のものです。国に対し、値上げではなく、大学の学費を計画的に引き下げ、高等教育の無償化に踏み出すよう求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。併せて知事にうかがいます。

また、県内在住で、県立大学をはじめ、県内の大学や専門学校等に進学しようとする人には、県独自の入学金支援あるいは学費支援の制度を創ってはどうか。そうすれば岡山に留まろうという若者が増え、親御さんにとっても喜びになるはずです。知事のご所見をうかがいます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。高等教育についての質問であります。

まず、国への要望等についてであります。学費等は基本的には各学校において適切に判断されるものと認識しておりますが、昨今の物価高騰や地方の実情等を踏まえ、光熱費高騰への対応や、運営費支援の充実等について、全国知事会を通じて要望しているところであります。

引き続き、国による支援策の状況や、今後の動向等も注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいりたいと存じます。

次に、入学金支援等についてであります。現在、国の制度を活用し、一定の要件のもとでの入学金および授業料の減免を行っております。加えて、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学し、または卒業後に地元に着した学生に対してインセンティブを与える制度の検討等について国に要望しているところであり、県独自の支援制度の創設は考えておりません。以上でございます。

■再質問 森協議員

1 番の国への要望については、引き続きぜひ力強く要望をお願いしたいと思います。

2 番目の県独自の支援策についてなんですけれども、国に要望はしているけれども県独自ではないということですが、県内で高校を卒業した方にやはり県にとどまってもらうというこの施策をですね、していくための一環だと思うんです。そういったのはやはり県独自で、国の施策を待たずしても独自でやっていくという判断も必要じゃないかなと思うんですよね。学生の支援というのは未来の社会を作っていく、まさに人材への投資だと知事がいつもおっしゃることだと思いますけれども、そういう意味も含めて、どうなんでしょうか、県独自でやるような判断はできないでしょうか。

■答弁 伊原木知事

岡山県で育った若者たち、いろんな支援をしたいわけではありますが、現在その入学金支援等を県独自ですということは、具体的な検討項目には入っておりません。

■再々質問 森協議員

具体的な項目の中に入っていない理由もぜひお聞かせいただきたいと思います。

同時にですね、確実に県内にとどまってもらおうと思えば、例えばまず奨学金制度を設けると。県内で就職すれば返済不要だという、企業に支援する今の制度ありますけれども、それとはまた別枠で、卒業生本人に給付する。とどまれば返済の支援をすると、そういった形でいいと思うんですけれどもね。何らかの支援策というのは検討できないものでしょうか。

■答弁 伊原木知事

それぞれの分野を見れば、ここにお金を入れるといいことが起きるなということは、本当にたくさんあるわけでございます。先ほどの高齢者の医療ということでも、10 億円入れると年額 1000 円程度であってもいいことが起きる。ここで若者に対する入学金の支援をするといいことが起きる。それぞれあるわけなんですけれども、県の税収は限られているわけですので、その中でベストと思える予算を今議会に提案をさせていただいているところでございます。それぞれ一つ一つ挙げれば「効果はあるでしょう」と言われればあると思います。ただその費用対効果ということで、必死で考えた案が今の予算案ということでございます。

■質問5、農業について

国の調査によると、基幹的農業従事者は令和2年から7年の5年間で約25%減少し、70歳以上の方が55%を占める状況です。このままでは、農業の担い手が激減し、食料生産も危うくなるだけでなく、荒廃農地が広がり、国土や環境の荒廃が一気に広がりかねません。本県の現状はどうでしょうか。この5年間の県内の基幹的農業従事者の推移及び70歳以上の従事者の割合を農林水産部長にうかがいます。

農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民で構成する活動組織でとりくむ多面的機能支払制度が設けられています。中山間地域の高齢化や人口減少がすすむなか、重要な制度だと思います。この制度の活用をさらに広げるために、物価高や人件費引き上げも考慮し、県独自の交付単価の上乗せなど検討できないでしょうか。制度の実施状況と今後の課題もあわせて農林水産部長にうかがいます。

荒廃農地の発生防止や再生の補助事業も設けられています。新たな荒廃農地を生まないためには、地域・集落ごとに、より具体的な戦略をもってとりくむ必要があると考えます。現状と取組方針について、あわせて農林水産部長にうかがいます。

後継者ができない最大の原因は農業で食べていけないところにあります。農業を守るためには、生産者には再生産可能な所得・価格を保障し、消費者には手頃な価格で提供できる仕組みが必要です。同時に、新規担い手確保のために、新規就農者支援制度の拡充も必要です。これらを国に要望するとともに、県独自の制度としても創設・充実させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。知事にうかがいます。

農業生産は、気候・地形・土壌などの自然的条件に大きく左右されます。今期の養殖カキの大量死のように、自然災害や予期せぬ事態が原因で生産に大きな被害が生じた際にスムーズに対応できるよう基金制度を設ける考えはありませんか。知事にうかがいます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。農業についてのご質問であります。

まず、国への要望等についてであります。意欲ある農業者の営農継続と、消費者の持続的な購入を両立する価格形成は、担い手確保の観点からも重要と考えております。国に対しては、価格形成の仕組み構築や、新規就農者支援の拡充について、全国知事会を通じて要望してきたところであり、今後、合理的な価格形成に向けたコスト指標の作成や、支援策の拡充を行うと聞いております。

また、県では国の支援策を補完する制度も設けているところであり、県独自制度の創設などは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視し、持続可能な農業の実現に向けて必要な要望を行ってまいりたいと存じます。

次に、基金制度についてであります。自然災害などによる農業被害は、国も掛金などを負担する収入保険や農業共済などのセーフティネット制度による対応が基本であると考えております。県では、制度加入を推進するとともに、被害発生時には関係機関と連携し、保険金などの早期支払いの働きかけや、資金繰り支援など、必要な対応を行ってきたところであり、お話の基金の創設までは考えておりません。以上でございます。

■答弁 農林水産部長

お答えいたします。まず、基幹的農業従事者についてであります。農林業センサスによりますと、本県における基幹的農業従事者数は、令和2年の2万9,253人から令和7年には2万1,923人となっており、25.1%減少しております。また、基幹的農業従事者に70歳以上が占める割合は、令和2年の63.9%から令和7年には66.2%となっており、

2.3 ポイント上昇しております。

次に、多面的機能支払制度についてであります。昨年度実績で県内 26 市町村において 508 の活動組織が 1 万 7,759 ヘクタールの農地で取り組んでおり、過去 5 年間で約 2,700 ヘクタール増加しているところであります。一方で、農業従事者の減少や高齢化、集落機能の低下などによる活動の担い手不足が今後の課題であると考えております。また、交付単価は国が県、市町村との役割分担のもと設定したものであり、上乘せは考えておりませんが、今後とも、活動を支える多様な人材の参画を支援するとともに、研修会の開催などにより制度の周知を図り、活動の維持継続と制度の活用促進に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、荒廃農地についてであります。県全体の耕地面積は、令和 6 年までの 5 年間で 2,000 ヘクタール減少し、荒廃農地の拡大が進行している状況であり、その要因は、高齢化や後継者不足による担い手の減少であると考えております。荒廃農地の発生防止には、将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の実現が重要であると考えており、県では、より具体的な計画となるよう市町村が行う見直しを支援するとともに、その実現に向けて新規就農者の確保・育成や集落営農の組織化・法人化、担い手への農地の集積・集約化などの取り組みを市町村と連携して進めているところであります。引き続きこうした取り組みを進め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

■再質問 森協議員

ご答弁ありがとうございました。農家の集約化が意識的に進められているという面もあると思うんですけども、その結果、基幹的農業従事者も減少する。一方で、耕作面積が多い経営体が増えているということだったと思うんですね。耕作面積が増えると、法人化であっても、草刈りだとか農業にとって大事な仕事だけれども、お金にならない仕事が増えてくるという面もあると思うんです。そういう時に役立つのが、先ほどの多面的機能支援制度もその一つだと私は思っているんです。

今、草刈り一つとっても経費が増えているという状況の中で、そのあたりを加味した単価ですとか、あるいは、できるだけそういうお金にならない仕事を省略して、地域の非農家の人たちにも支えてもらおうという狙いもあると思うんですが、仮にシルバー人材センターや地域の土木業者に委託をした場合には一定の人件費コストもかかるわけですね。そういうこともできるような制度への充実ということが大事じゃないかなと思うんです。そのためには、単価の引き上げということが欠かせないと思うんですけれども、そういう視点についてはどうお考えでしょうか。少しお話しください。

■答弁 農林水産部長

再質問にお答えいたします。人件費等もかかり、色々な人材を活用するために交付単価の引き上げが必要ではないかというお考えですけれども、多様な人材の参画については、私も地域の手が減ってくる中で参画していただけるように取り組んでいるところでございます。

交付単価につきましては、国が全国一律の制度のもとで、国と地方の役割分担の中で単価

を決めておりまして、全国の全体的なフレームの中で動いているものと承知しております。そこについては国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

この制度はそういう制度だと思いますが、例えば非農家の人たちに今の様な作業を外注するということになると、農業を行っている法人などのそういった部分が省力化されて、本当の意味での農業生産にもっと力や知恵を入れることができるというふうにも思うんですよね。そういう取り組みをより促進するという点から、県独自の何らかの支援策を構築するという点についてはどうなんでしょうか。検討課題になりませんか。

■答弁 農林水産部長

再々質問にお答えいたします。繰り返しの答弁になりますけれども、この仕組み自体が岡山県だけ独自というものではなくて、日本全体の食料をいかに守っていくかということで国が大きなフレームをこしらえておりまして、その中で地方と国との役割分担の中で行っております。そういった面からも県独自の制度というものは考えておりませんけれども、あくまでも国の仕組みの中で適切な運用をしてまいりたいと存じます。以上でございます。